

## 廃棄物処理施設技術管理者等 CPDS ガイドブック（第4版）改正等の概要

「技術管理者 CPDS ガイドブック（第3版）」は、平成29年2月2日に改定しましたが、CPDSの記録登録の現状及び社会情勢の変化を踏まえ、一部見直しを実施します。

見直しの主な内容は以下のとおりです。

### 1. 見直しの主な内容

#### ①「3. CPD プログラム」、表2 CPDSの学習形態別 CPD 単位の算定方法

表2のCPD単位算定方法をより簡易な算定方法に改めました。

#### ②「4. 学習履歴（CPD記録）の登録・申請」

(3) CPD記録の登録では、これまで新規登録者は初回に限り既得資格や執筆論文等について過去に遡って登録ができましたが、令和7年度からは称号受審の要件変更に伴い廃止としました。

また、(4) 学習履歴（CPD記録）の登録・管理では、図1 CPDSの主な流れの中で、CPDプログラムは認定制度となっていたが、これを廃止した流れに修正しました。

#### ③「6. 称号の付与」

##### ○CPDS認定技術者の称号受審の要件

称号受審の要件（CPD単位数）を既得資格考慮の廃止や継続学習の取組みやすさを考慮して修正（「表中のCPD単位」参照）し、分かりやすいように単位取得方法の例示を追記しました。

##### ○審査に係る料金（税込み）

審査に係る手数料は、会員は無料、非会員は有料（従来価格）としました。

#### ④「7. 義務不履行救済のための研修」

称号の更新には、所定のCPD単位が必要であるが、CPD単位が不足する者については、称号更新手続きが不明確であった。そこで、新たに「義務不履行救済のための研修」を受講する救済措置を設定し、その内容を表3、表4に示した。

#### ⑤「8. 手続き料金（税込み）」

初期登録料、データ登録・管理費等の手続き料金は、当面の間無料としていましたが、会員は無料、非会員は従来料金に示すとおりとしました（表5参照）。

#### ⑥「9. CPDS登録の取消し手続き・失効」

これまで登録の取消し・失効の手続きが明確でなかったことから、届出様式及びその条件を追記しました。

#### ⑦その他

上記関連の様式6～10を追記しました。

### 2. 実施について

本「廃棄物処理施設技術管理者 CPDS ガイドブック」（第4版）は、令和7年4月1日から適用します。

ガイドブック（案）新旧対照表（修正関連部分のみを掲載）

新	旧
<p><b>2. 2 対象者と運営組織</b></p> <p>(1) 対象者 (略)</p> <p>(2) 運営組織</p> <p>技術管理者等 CPDS の運用管理は、本協会事務局が行います。</p> <p>また、技術管理者等CPDSの内容や運営等に関する基本的事項については、「技術管理者等CPDS運営委員会」で検討、審議します。</p>	<p>2. 2 対象者と運営組織</p> <p>(1) 対象者 (略)</p> <p>(2) 運営組織</p> <p>技術管理者等 CPDS の運用管理は、本協会事務局が行います。</p> <p>また、技術管理者等 CPDS の内容や運営等に関する基本的事項については、<u>廃棄物処理施設技術管理者等継続学習認定システム技術委員会（以下、「技術管理者等 CPDS 技術委員会」という。）</u> <u>制度運営委員会（以下、「技術管理者等 CPDS 運営委員会」という。）</u>で検討し、<u>技術管理者等継続学習認定システム運営委員会（以下、「技術管理者等 CPDS 運営委員会」という。）</u>で審議します。</p>
<p><b>3. CPDプログラム</b></p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) CPDプログラムの実施形態</p> <p>技術管理者等CPDSは、研修等への参加、論文等の発表、技術指導や技術協力、委員会等への参加、業務経験、その他資格取得など多種多様なものがあります。</p> <p>CPDS登録者は、廃棄物処理施設の技術者として社会的なニーズを考慮し自主的に学習することが重要です。CPD単位については、下記の学習形態の内容に応じて、CPD単位上限を参照して<u>CPD記録を登録します。</u></p>	<p>3. CPDプログラム</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) CPDプログラムの実施形態</p> <p>技術管理者等CPDSは、研修等への参加、論文等の発表、技術指導や技術協力、委員会等への参加、業務経験、その他資格取得など多種多様なものがあります。</p> <p>CPDS登録者は、廃棄物処理施設の技術者として社会的なニーズを考慮し自主的に学習することが重要です。CPD単位については、下記の学習形態の内容に応じて、<u>重み係数（CPDF）、CPD時間等、CPD単位上限を参照して登録記録します。CPD記録の登録事例は、巻末の参考資料に示すとおりです。</u></p>
<p>(4) CPD単位の算定方法</p> <p>CPDの実施状況は、CPD単位により判定します。</p> <p>CPD単位の算定は、<u>CPDの形態別に実際に要した時間をCPD単位の</u></p>	<p>(4) CPD単位の算定方法</p> <p>CPDの実施状況は、CPD単位により判定します。</p> <p>CPD単位の算定は、<u>CPDの形態別に実際に要した時間、件数、</u></p>

算定方法（表2）に従って求めます。なお、CPD単位に上限値が設定してある学習形態において、算定したCPD単位が上限を超える場合には、その上限値を計上する。

枚数に重み係数（CPDF）を乗じて求めます。なお、CPD単位に上限値が設定してある学習形態において、算定したCPD単位が上限を超える場合には、その上限値を計上する。

$$\text{CPD単位} = \text{CPD時間数等} \times \text{重み係数 (CPDF)}$$

CPDの学習形態別CPD単位の算定方法は表2のとおりです。

(5) プログラムの広報

CPD認定プログラムについては、本協会のホームページに掲載します。

表2 CDPの学習形態別CPD単位の算定方法

形態区分	学習形態	番号	内容	CPD単位	CPD単位年間上限	
1. 参加型	1. 研修等への参加 <sup>1)</sup>	111	研修会・講習会、シンポジウム等への参加 <sup>5)</sup>	2×h(時間)	—	
		112	研修会・講習会、シンポジウム等への参加 <sup>5)</sup>	1×h	—	
		113	学会・見学会等への参加	1×件	最大10	
	2. 職場内研修	121	企業内研修プログラム受講	0.5×h	最大10	
		122	OJT			
2. 情報提供型	3. 技術指導 <sup>2), 3)</sup>	231	職場内研修の講師	2×h	—	
		232	大学、学協会等の講師	5×h	—	
		233	その他の研修会等の講師	3×h	—	
		234	住民説明会、施設見学者への説明	3×h	—	
	4. 委員会等への参加	241	委員会への出席(委員長)	2×h	最大40	
		242	委員会への出席(委員)	1×h	最大20	
	5. 論文等の発表	251	口頭発表(学協会)	3×h	—	
		252	口頭発表(前記以外)	2×h	—	
		253	論文発表(査読有)	30×件数	—	
		254	論文・報告文発表(査読無)	10×件数	—	
		255	技術図書の執筆(学協会等)	3×枚数 <sup>10)</sup>	最大30/件	
	6. 技術協力	256	翻訳を含む技術図書翻訳(前記以外の図書)	2×枚数 <sup>11)</sup>	最大20/件	
		261	大学、研究機関における研究開発・技術業務への参加、国際機関への協力等	10×件数	最大20	
	3. 実務型	7. 業務経験 <sup>4)</sup>	371	成果を上げた業務等(責任者)	20×件数	—
			372	成果を上げた業務等(担当者)	10×件数	—
373			基本特許取得	40×件数	—	
374			周辺特許取得(実用新案)	20×件数	—	
8. 資格取得 <sup>5)</sup>		381	公的資格A(技術士等)	20×件数	—	
		382	公的資格B(技術管理者等)	10×件数	—	
		383	民間資格	5×件数	—	
9. 受賞 <sup>6), 7)</sup>		391	国局長、学協会、知事表彰等	20×件数	—	
		392	国所長、市長表彰、公的団体等	10×件数	—	
4. 自己学習型	10. 自己学習	411	①自己研究、②放送大学等の受講、③大学・大学院、職業訓練の受講、④NPOやボランティア活動、⑤環境教育活動、⑥語学学習、⑦公的な審議会の傍聴等	0.5×h	最大10	
		412	学会誌、専門書の購読等	0.5×h	最大10	

表2 CDPの学習形態別CPD単位の算定基準

学習形態	番号	内容	CPDF	CPD単位	CPD単位上限
1. 研修等への参加 <sup>1)</sup>	111	認定された研修会・講習会等への参加	2	2×h	—
	112	研修会・講習会、シンポジウム等への参加	1	1×h	—
	121	学会・見学会等への参加	1	1×件	年間最大10
2. 職場内研修	211	企業内研修プログラム受講	0.5	0.5×h	年間最大10
	212	OJT			
3. 業務経験 <sup>4)</sup>	311	成果を上げた業務等(責任者)	20	20×件数	—
	312	成果を上げた業務等(担当者)	10	10×件数	—
	321	基本特許取得	40	40×件数	—
	322	周辺特許取得(実用新案)	20	20×件数	—
4. 技術指導 <sup>2), 3)</sup>	411	職場内研修の講師	2	2×h	—
	421	大学、学協会等の講師	5	5×h	—
5. 委員会等への参加	422	その他の研修会等の講師	3	3×h	—
	511	委員会への出席(委員長)	2	2×h	年間最大40
	512	委員会への出席(委員)	1	1×h	年間最大20
6. 論文等の発表	611	口頭発表(学協会)	3	3×h	—
	612	口頭発表(前記以外)	2	2×h	—
	621	論文発表(査読有)	30	30×件数	—
	622	論文発表(査読無)	10	10×件数	—
	631	技術図書の執筆(学協会等)	原稿A4(約1,600字)1枚につき3	3×枚数	最大30/件
	632	翻訳を含む技術図書翻訳(前記以外の図書)	原稿A4(約1,600字)1枚につき2	2×枚数	最大20/件
7. その他 7-1 自己学習他	711	通信教育、語学教育、e-ラーニング(修了通知付き)等	0.5	0.5×h	年間最大10
	712	学会誌、専門書の購読等	0.5	0.5×h	年間最大10
7-2 技術協力	721	大学、研究機関における研究開発・技術業務への参加、国際機関への協力等	10	10×件数	年間最大20
7-3 資格取得 <sup>5)</sup>	731	公的資格A(技術士等)	20	CPDF×件数	—
	732	公的資格B(技術管理者等)	10	CPDF×件数	—
	733	民間資格	5	5×件数	—
7-4 受賞 <sup>6), 7)</sup>	741	国局長、学協会、知事表彰等	20	CPDF×件数	—
	742	国所長、市長表彰、公的団体等	10	CPDF×件数	—
	743	所属機関	5	CPDF×件数	—

注 1: 時間は実時間とし、移動時間、休憩時間、懇親会等は含まない。  
また、111 は、資格取得の研修会・講習会は含まない。

注 2: 技術指導には、コンサルタント業務、ISO 審査、内部監査等は計上しない。

注 3: 同じ教材で行う研修会等は、1 回/年度のみ計上する。

注 4: 特許等の共同出願は、CPD 単位を按分して計上する。

注 5: 公的資格 A は、政府機関等の認定あるいは承認する公的な技術資格 公的資格 B は、政府機関が承認する資格または試験、及び公的資格 B に準ずる資格を含む

注 6: グループ名で表彰を受けた場合には、そのグループ長であること。

注 7: 所属機関での表彰は、その組織の代表者からのものに限る。

注 8: 国・地方公共団体、廃棄物関係の学術団体、公益法人の CPDS プログラム等

注 9: 「111」以外の研修会等

注 10: 原稿 A4 (約 1,600 字) 1 枚につき 3

注 11: 原稿 A4 (約 1,600 字) 1 枚につき 2

#### 4. 学習履歴 (CPD 記録) の登録・申請

(1) ~ (2) (略)

(3) CPD 記録の登録

CPD 記録の登録・申請は、「技術管理者等 CPD 記録申請書」(様式 2) 及び「技術管理者等 CPD 記録簿」(様式 3) の Excel ファイルを毎年度 4 月末までに、本協会 CPDS 運営事務局に提出してください。

注 1) 時間は実時間とし、移動時間、休憩時間、懇親会等は含まない。研修会等は主催者が指定する CPD 時間若しくは実時間のみ計上する。

注 2) 国、地方公共団体及び廃棄物関係の学術団体・公益法人等の CPD プログラム等については、認定プログラムとし CPDF (CPD の重み係数) を 2 とする。

注 3) 既に技術管理者講習を修了している者あるいは産業廃棄物・特別産業廃棄物処分課程修了者など同様の講習を受講する場合には、CPDF (CPD の重み係数) を 1 とする。

注 4) 特許等の共同出願は、CPD 単位を案分して計上する。

注 5) 技術指導には、コンサルタント業務、ISO 審査、内部監査等は計上しない。

注 6) 同じ教材で行う研修会等は、1 回/年度のみ計上する。

注 7) 公的資格 A は、政府機関等の認定あるいは承認する公的な技術資格

公的資格 B は、公的機関が実施する資格または試験

注 8) グループ名で表彰を受けた場合には、そのグループの長であること

注 9) 所属機関での表彰は、その組織の代表者からのものに限る。

#### 4. 学習履歴の登録・申請

(1) ~ (2) (略)

(3) CPD 記録の登録

CPD 記録の登録・申請は、「技術管理者等 CPD 記録申請書」(様式 2) 及び「技術管理者等 CPD 記録簿」(様式 3) の Excel ファイルを毎年度 4 月末までに、本協会 CPDS 運営事務局

<p><u>*これまで、新規登録者は既得資格や執筆論文等について過去に遡って登録ができましたが、令和7年度から、廃止となりました。</u></p>	<p><u>に郵送で行います。</u>  <u>新規登録者は以下に示す資格や特許等の取得、受賞等の記録について、過去に遡って初年度に登録することができます。</u>  <u>なお、論文・技術図書の執筆、公的委員会の参加については、登録時から遡り5年までのものを登録することができます。</u></p>
<p>&lt;&lt;注意事項&gt;&gt;  1) ~ 2) (略)  <u>3) CPD 時間の分を時間に換算する場合には、30分を境に四捨五入して求めること。例えば、1時間20分の場合には1時間、1時間40分の場合には、2時間として登録する。</u>  (4) 学習履歴 (CPD 記録) の登録・管理  <u>事務局は、CPDS 登録者の申請内容を審査し、学習履歴を個人情報として登録・管理します。</u>  <u>学習履歴については、5年間の記録を保管します。</u></p>	<p>&lt;&lt;注意事項&gt;&gt;  1) ~ 2) (略)  <u>3) CPDF (重み係数) は、表2を用いること。</u>  <u>4) 3) CPD 時間の分を時間に換算する場合には、小数点2位を四捨五入して求めること。例えば、1時間40分の場合には、1.7時間として登録する。</u>  (4) 学習履歴の登録・管理  <u>CPDS 登録者の申請内容を審査し、学習履歴を個人情報として登録・管理します。</u>  <u>学習履歴については、5年間の記録を保管します。</u>  <u>なお、特許等の取得、資格の取得、受賞の記録については、基礎単位として登録期間中の管理を行います。</u>  <u>注) 5年以前の学習記録については、科学技術等の進歩や法制度の改正等を考慮し、自動的に抹消します。</u></p>
<p><u>(5) 推奨 CPD 単位数</u>      削除</p>	<p><u>(5) 推奨 CPD 単位数</u>  <u>取得すべき CPD 単位は、各年度原則として20単位、5年間で100単位を必要とし、望ましい CPD 単位は年間50単位、5年間で250単位となっています。単位取得にあたっては、バランスの良い単位の取得が必要と考えています。</u></p>
<p>6. <u>CPDS 認定技術者の称号付与</u>  本協会では CPDS 登録者の申請に基づき、5年間の継続学習の実績等に応じ、<u>廃棄物処理施設技術管理者等 CPDS 認定技術者 (以下、</u></p>	<p>6. <u>称号の付与</u>  本協会では CPDS 登録者の申請に基づき、5年間の継続学習の実績等に応じ、<u>本協会認定の相応しい称号を付与し、認定書</u></p>

「CPDS 認定技術者」という。)の称号を付与し、認定書を発行します。

CPDS 認定技術者の称号は、下表「称号受審の要件」に示す専門的能力と実務経験を有し、5年間で20単位、50単位、100単位の単位取得実績等により、「CPDS 認定総括技術者」、「CPDS 認定上級技術者」、「CPDS 認定専門技術者」の3段階の称号を付与します。

称号受審を希望される方は、「廃棄物処理施設 CPDS 認定技術者受審申込書」(様式6)にて事務局に申請してください。

この称号については、付与後5年で更新することになっています。称号取得後、更新時までの5年間に20単位、50単位、100単位のCPD単位を登録することが必要です。技術管理者等として、上位の称号を目指すことにより、技術管理者等の技術レベルと社会的信頼性を高めることになるものと考えられます。

を発行します。

現在、称号については、5年間で50単位、150単位、250単位の単位取得実績等により、3段階の称号を付与します。

この称号については、付与後5年で更新することになっています。更新時にはCPD単位を登録することが必要です。当面の間、更新時にCPD単位の点数は問われませんが、技術管理者等として、上位の称号を目指すことにより、技術管理者等の技術レベルと社会的信頼性を高めることになるものと考えられます。

## ○CPDS 認定技術者の専門的能力

○

称号の名称	専門的能力
統括技術者	廃棄物処理に関する高度な知識と豊富な経験に基づく見識を有し、施設の維持管理を含む運営管理を統括的な立場で行える能力を有する者
上級技術者	廃棄物処理に関する高度な知識と豊富な経験を有し、施設の安定で継続的な運営のために、維持管理業務を責任者として計画・遂行する能力を有する者
専門技術者	廃棄物処理施設の維持管理に関わる法制度及び技術等の継続的研鑽を行い、施設の維持管理計画の作成、定期保守点検の実施、設置者への改善事項の意見具申など施設の維持管理に関して、必要な措置を行える能力を有する者

## ○CPDS 認定技術者の称号審査の方法

称号の名称	実務履歴	論文試験	口頭試問
統括技術者	○	○	○
上級技術者	○	○	—
専門技術者	○	—	—

## ○CPDS 認定技術者の称号受審の要件

○

称号の名称	専門的能力	実務経験	CPD 単位
統括技術者	廃棄物処理施設技術管理士 <sup>1)</sup> 又は技術士 <sup>2)</sup>	7年以上	100 単位/5年
上級技術者	同上	5年以上	50 単位/5年
専門技術者	同上	3年以上	20 単位/5年

注1) 一般財団法人日本環境衛生センター主催「廃棄物処理施設技術管理者講習会」修了者

注2) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格したもの）

### <単位取得方法の例示>

学習プログラム	専門技術者 (20 単位以上)	上級技術者 (50 単位以上)	総括技術者 (100 単位以上)
1. 廃棄物処理施設技術管理者 中央研究集会参加（3 時間）	6	6	6
2. 会員無料 Web 講習会参加 （3 時間）	6	6	6
3. 「環境技術会誌」を使って自己学習	4 (2 時間×4 回)	8 (4 時間×4 回)	8 (4 時間×4 回)
3. 技術管理者等スキルアップ 研修会（共催）参加（6 時間）	—	—	12
1 年間の CPD 単位	16	20	32
5 年間の CPD 単位	80	100	160

### (参考) その他の学習プログラム

(1) 春季又は秋季シンポジウム「持続可能な社会に向けて」（主催：廃棄物工学研究所）への参加

3 時間×CPD 単位（2）＝取得する CPD 単位 6

(2) 全国都市清掃研究・事例発表会（主催：全国都市清掃協議会）

4 時間×CPD 単位（2）＝取得する CPD 単位 8

(3) 廃棄物資源循環学会研究発表会（主催：廃棄物資源循環学会）

4 時間×CPD 単位（2）＝取得する CPD 単位 8

(4) 環境展（主催：日報ビジネス）への参加

展示会 4 時間×CPD 単位（0.5）＝取得する CPD 単位 2

(5) 自社で開催する研修会の講師

安全講習会講師 3 時間×CPD 単位（2）＝取得する CPD 単位 6

(6) 公的な審議会の傍聴

環境省中央環境審議会の傍聴 2 時間×2 回×CPD 単位（0.5）＝  
取得する CPD 単位 2

\* 不明な場合は、事務局にお問合せ下さい。

## 7. 義務不履行救済のための研修

CPDS 認定技術者は、更新申請時には有効期間内に所定の CPD 単位を取得する必要がありますが、この CPD 単位が不足している場合には、「義務不履行救済のための研修」を受講していただきます。

この研修は、表 3 及び表 4 のとおりです。

本件対象者は、「義務不履行救済のための研修」を受講し、様式 9 「技術管理者等 CPDS 称号更新申込書」を事務局に申請してください。

表 3 「義務不履行救済のための研修」

称号（認定技術者）	プログラム内容
統括技術者 上級技術者 専門技術者	1. 技管協が実施する「廃棄物処理施設技術管理協会 会員無料 Web 講習会」（更新年度実施）の講師（パネ ラー）として参加する。 又は 2. 更新年度において、表 4 の研修の中から 2 つ以上 の研修会・講習会を受講し、受講記録（「技術管理者 等 CPDS 認定技術者更新申請書」（様式 9））を提出す る。 ただし、統括技術者は、試験委員との面談を行う。

表4 研修会等一覧

- 廃棄物処理施設技術管理者中央研究集会（協会）
- 廃棄物処理施設技術管理協会会員無料 Web 講習会（協会）【必須】
- 生活と環境全国大会（JESC）
- 技術管理者等スキルアップ講習会（JESC・協会共催）
- 春・秋シンポジウム（㈱廃棄物工学研究所）
- 全国都市清掃研究・事例発表会
- 廃棄物資源循環学会研究発表会
- 産業廃棄物と環境を考える全国大会

**7. CPD プログラムの認定** 削除

**7. CPD プログラムの認定**

**8. 手続き及び審査に係る料金**

(1) 手続きに係る料金

一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会の会員は、初期登録料、データ登録・管理費の手続き料金は無料です。非会員は、表5に示すとおりです。

**8. 手続き料金**

(1) 費用

CPDS の手続き料金は表3に示すとおりであり、費用の多くは管理費等の人件費です。

一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会の会員は、初期登録料、データ登録・管理費を当面の間、無料とします。

**9. CPDS 登録の取消し手続き・失効**

CPDS 登録者は、この CPDS の利用を中止する場合は、「技術管理者等 CPDS 登録取消し申請書」（様式 10）を提出し、登録の取消しをすることができます。

また、CPDS 登録者及び CPDS 認定技術者は、毎年度 4 月末までに「技術管理者等 CPD 記録簿」（様式 3）を提出しなければなりません。この CPD 記録簿の提出が 5 年間連続して提出がない場合には、「CPDS 登録者」が失効します。